



発行 新潟県

第 68 号

令和元年12月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

36 新潟県財務規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

776 指定管理者の指定（文化振興課）

777 新潟県関岬キャンプ場指定管理者の指定（環境企画課）

778 知事指定薬物の指定の失効（医務薬事課）

779 指定居宅サービス事業者の指定の効力の停止（高齢福祉保健課）

780 指定管理者の指定（児童家庭課）

781 工業技術総合研究所手数料条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（産業振興課）

782 工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（産業振興課）

783 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）

784 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）

785 遊漁規則の変更認可（水産課）

786 遊漁規則の変更認可（水産課）

787 遊漁規則の変更認可（水産課）

788 遊漁規則の変更認可（水産課）

789 遊漁規則の変更認可（水産課）

790 遊漁規則の変更認可（水産課）

791 遊漁規則の変更認可（水産課）

792 遊漁規則の変更認可（水産課）

793 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）

794 基本測量の終了通知（監理課）

795 公共測量の終了通知（監理課）

796 道路の区域変更（道路管理課）

797 道路の供用開始（道路管理課）

798 指定管理者の指定（都市整備課）

799 指定管理者の指定（都市整備課）

800 建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）

801 指定管理者の指定（港湾振興課）

802 公有水面埋立ての免許願書（港湾整備課）

公 告

決算の公表（財政課）

新潟県救急医療情報システムに係る役務提供業務公募型プロポーザルの実施（医務薬事課）

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表（水産課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

企業局公告

特定調達契約の落札者等（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

- 52 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 53 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 54 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 55 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 56 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 57 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 かが漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく令和2年増殖計画（内水面漁場管理委員会）

公安委員会告示

- 97 技能検定員審査の実施（運転免許センター）
- 98 教習指導員審査の実施（運転免許センター）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第36号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（直接領収した現金の取扱い）</p> <p>第93条 会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員（以下「会計管理者等」という。）は、収入金を直接現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込まなければならない。<u>ただし、領収した現金（現金に代えて納付される証券を除く。）が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を最初に領収した日の翌日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができる。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（直接領収した現金の取扱い）</p> <p>第93条 会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員（以下「会計管理者等」という。）は、収入金を直接現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込まなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立自然科学館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
東京都文京区湯島三丁目31-6 大塚ビルディング5階
サイエンス・フューチャーグループ
(公益財団法人科学技術広報財団)
(株式会社 コングレ)
(一般社団法人CSV開発機構)
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和元年12月20日

◎新潟県告示第777号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県関岬キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
佐渡市相川大間町45
株式会社近藤組
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和元年12月20日

◎新潟県告示第778号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 - (1) メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノート（通称名：MPHP-2201、MPHP-2201）及びその塩類
 - (2) 2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン（通称名：4-Chloro-N-butylcathinone）及びその塩類
 - (3) (3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール（通称名：3-HO-PCE）及びその塩類
- 2 失効の理由
当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。
- 3 失効年月日
令和元年12月27日
- 4 罰則の適用
条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第779号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定の効力を次の

とおりに停止する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	停止する効力の内容	停止する期間
デイサービスセンターさわやか苑柏崎春日	新潟県柏崎市春日1丁目2番51号	株式会社クレアメディコ	通所介護	新規利用者に対する介護報酬請求停止	令和2年1月3日から令和2年4月2日まで

◎新潟県告示第780号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県若草寮
- 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市北区松潟1510番地
(福)愛宕福祉会
- 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 指定年月日
令和元年12月20日

◎新潟県告示第781号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（令和元年9月新潟県告示第431号）を次のとおり改め、令和2年4月1日から実施する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

試験、検査等の種類			手数料の額		
			単位	金額	
1 分析	(1) 定性分析	繊維及び付着物	1 試料 1 成分	5,330円	
	(2) 定量分析	ア 金属	(ア) 鉄鋼	1 試料 1 成分	4,750円
			(イ) 非鉄金属	〃	7,790円
		イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分	6,250円	
		ウ 溶液	1 試料 1 成分	3,680円	
		エ 窯業材料（鋳物砂、耐火材料、鉱石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。）	1 試料 1 成分	8,110円	
		オ 硫酸銅試験又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定	8,320円	
		カ ホルマリン試験	(ア) 抽出による場合	1 試料 1 成分	6,180円
			(イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料	7,430円
	キ 試料調整	(ア) 硫酸銅試験	1 試料	4,190円	
		(イ) その他	〃	6,810円	
	(3) 機器分析	ア 機器による定性分析又は定量分析	(ア) エックス線回折試験	1 試料 1 測定	8,130円
			(イ) 赤外分光分析	a マッピング測定を行わない場合	〃
b マッピング測定を行う場合				〃	14,810円

		(ウ) 蛍光エックス線分析 a 定性分析 b 定量分析 (エ) エックス線マイクロアナライザー分析 a 定性分析 b マッピング及びプロファイル (オ) プラズマ発光分光分析 (カ) イオンクロマトグラフィーによる定量分析 (キ) ガスクロマトグラフ質量分析 a 液体注入法 b 熱分解法 c ヘッドスペース法 d MS/MS法による分析の追加 e 質量スペクトルの解析の追加 (ク) 炭素硫黄分析 (ケ) ラマン分光分析 a マッピング測定を行わない場合 b マッピング測定を行う場合 (コ) エックス線光電子分析	〃 1 試料 3 成分 1 試料 1 測定 1 試料 1 成分 1 成分増すごとに 1 試料 1 成分 〃 1 成分増すごとに 1 試料 1 測定 〃 〃 1 試料 1 測定 1 親イオン 1 試料 3 成分まで 1 成分増すごとに 1 試料 1 成分 1 試料 1 測定 〃 1 試料 1 測定 1 層	6,070円 2,550円 8,990円 5,490円 2,770円 9,380円 4,600円 810円 15,230円 23,330円 25,460円 30,660円 5,010円 1,470円 5,810円 3,950円 14,400円 4,900円
		イ 試料調整 (ア) エックス線回折試験 (イ) 赤外分光分析 (ウ) 蛍光エックス線分析 (エ) エックス線マイクロアナライザー分析 (オ) プラズマ発光分光分析 a アルカリ融解を行う場合 b その他の溶解を行う場合 (カ) ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	2,830円 9,260円 4,320円 2,790円 12,050円 4,030円 6,550円
2 測定	(1) 機械的測定	ア 寸法又は形状の測定 (ア) 寸法の測定 (イ) 点群又は形状曲線の測定 (ウ) 点群からの寸法算出の追加 イ 真円度の測定 ウ 表面粗さの測定 エ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定 オ 残留応力測定	1 試料 1 固定 5 箇所まで 1 箇所増すごとに 1 固定30分まで 30分増すごとに 1 箇所 1 試料 1 断面 1 試料 5 箇所まで 1 箇所増すごとに 1 試料 3 箇所 1 測定	4,020円 540円 4,090円 1,370円 2,170円 3,970円 3,010円 550円 5,290円 3,970円

	カ エックス線による透過試験	1 試料 5箇所	4,000円
	キ トルクの測定	1 試料	5,420円
	ク 張力の測定	1 試料	6,070円
	ケ 振動の測定	1 測定	3,970円
	コ 圧力の測定	1 試料	3,970円
	サ 回転数の測定	1 試料	2,640円
	シ 粘度測定試験	1 試料	3,970円
	ス エックス線CT試験	1 時間まで 1 時間を超え 1 時間増すごとに	10,630円 6,690円
(2) 電氣的測定	ア 電圧、電流、抵抗又は電力の測定	1 試料 1 時間	2,650円
	イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定	1 試料 1 時間	4,100円
	ウ 磁束密度の測定	1 試料	2,650円
	エ 雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,100円
	(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	7,510円
	(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	23,840円
	オ 放射電界強度の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,280円
	(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	7,790円
	(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	23,840円
	カ 騒音の測定	1 測定 1 時間	3,950円
(3) 光学的測定	ア 顕微鏡試験 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	6,250円 290円
	b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	9,140円 870円
	(イ) 金属顕微鏡観察	1 断面 3 視野まで 1 断面 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	6,820円 790円
	(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイ クロスコープ観察	1 試料 3 視野ま で	2,690円

		(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに 1 試料 3 視野ま で	80円 7,980円
		(オ) レーザー顕微鏡観察	1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに 1 試料 3 視野ま で	800円 3,980円
		(カ) 電界放出形電子顕微鏡観察	1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	790円
		a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野ま で	14,060円
		b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに 1 試料 3 視野ま で	750円 18,120円
		c EBSD解析の追加	1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	2,240円
		d 試料調整	1 時間	8,820円
		(キ) 顕微鏡による寸法測定	1 試料 1 断面	4,010円
			1 試料 5 箇所ま で	6,860円
			1 試料 5 箇所を 超え 1 箇所増す ごとに	790円
		イ 紫外可視分光測定	1 試料 5 箇所	3,230円
		ウ 測色計による測色又は色差測定	1 試料 5 箇所	2,700円
		エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透 過率の測定	1 試料 5 箇所	2,650円
	(4) 熱的測定	ア 熱分析 (示差走査熱量分析、示差熱 分析又は熱膨張率測定)	1 試料	5,570円
		イ 熱伝導率	1 試料	4,050円
		ウ 温度の測定		
		(ア) サーモグラフィーによる場合	1 時間まで 1 時間を超え 1 時間増すごとに	5,280円 1,320円
		(イ) その他の場合	5 箇所 1 時間ま で 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに	2,910円 260円
			1 時間を超え 1 時間増すごとに	280円
		エ 熱応力試験	1 試料	3,970円
		オ 試料調整	1 試料	3,980円

3 試験	(1) 強度試験	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、 曲げ試験又はせん断試験	1 試料	4,050円
		イ 衝撃試験	1 試料	4,100円
		ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで	3,530円
			1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇 所増すごとに	260円
		(イ) 研磨の不要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで	2,640円
			1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇 所増すごとに	260円
		エ 超微小硬さ試験	1 試料 5 箇所	3,960円
		オ 疲労試験 (ア) 恒温槽を使用しない場合 (イ) 恒温槽を使用する場合	1 試料 1 時間 //	520円 930円
	(2) 材料性状 試験	ア プラスチック又は複合材 (ア) 密度測定 (イ) ガラス含有量測定 (ウ) 接触角測定	1 試料 // //	5,330円 6,600円 3,970円
		イ 窯業材料又は土石類 (ア) 乾燥収縮率試験 (イ) 焼成収縮率試験 (ウ) 吸水率測定 (エ) 比重測定 (オ) 水分測定 (カ) 粒度測定又は粘土分測定	1 試料 // // // // //	2,680円 3,980円 2,660円 2,660円 1,880円 3,060円
		ウ 木材物性試験 (密度、含水率、吸湿 性及び収縮率に限る。)	1 試料	4,070円
		エ 繊維 (ア) 加ねん回数試験 (イ) 繊度測定試験 a 繊度測定 b 繊度むら測定 (ウ) 糸検尺試験 (エ) 含水率測定試験 (オ) 原料定性試験 a 物理試験 b 化学試験 (カ) 混紡率試験 a 物理試験 b 化学試験 (キ) 染料の部属試験 (ク) 連続引張試験	1 試料 // // // 1,000メートル 1 試料 // // 1 試料 1 成分 // 1 試料 //	2,660円 2,660円 3,180円 2,640円 3,480円 3,970円 4,760円 5,360円 6,160円 3,970円 5,280円
		オ 粒度分析	1 試料	6,200円
		カ 試料調整 (ア) プラスチック又は複合材 (イ) 窯業材料又は土石類	1 試料 //	3,980円 3,980円

(3) 加工特性 試験	ア 金属材料の成形性試験	1 試料	7,140円
	イ 繊維		
	(ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験	1 試料	3,950円
	(イ) 巻縮率試験又は弾性率試験	〃	3,280円
	(ウ) 編目長試験又は織縮率試験	〃	2,640円
	(エ) 精練漂白試験又は浸染試験	〃	2,700円
(4) 電気試験	ア 絶縁耐圧試験	1 試料	1,870円
	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験		
	(ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,180円
	(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	7,630円
	(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	23,840円
(5) 表面処理 試験	ア 膜厚試験		
	(ア) 顕微鏡による試験	1 試料 1 箇所 1 成分	6,860円
	(イ) 蛍光エックス線膜厚測定	〃	4,480円
	イ 密着性試験	1 試料 1 箇所	3,940円
	ウ 試料調整	1 試料	2,660円
(6) 塗装試験	硬さ、密着、耐摩耗又は耐薬品性試験	1 試料	5,010円
(7) 耐食試験	ア 塩水噴霧試験	1 試料 1 時間	290円
	イ 試験中の試料状態の記録	1 回	1,300円
	ウ 試料調整	1 試料	2,660円
(8) 耐候性試験	ア 恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッチ 1 時間	320円
	イ ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッチ 1 時間	980円
	ウ サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	700円
	エ キセノンウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	1,270円
	オ カーボンアーク灯光による耐光試験		
	(ア) 照射10時間以下	1 試料	250円
	(イ) 照射10時間を超え20時間以下	〃	380円
	(ウ) 照射20時間を超え40時間以下	〃	660円
(エ) 照射40時間を超え100時間以下	〃	1,480円	
	カ 試料調整	1 試料	2,660円
(9) 耐久性試験	ア 熱衝撃試験	1 バッチ 1 時間	640円
	イ 加速寿命試験	1 バッチ 1 時間	160円
	ウ 振動衝撃試験	1 試料 1 時間	2,700円
(10) 製品性能試験	ア 家具		
	(ア) 繰返し衝撃試験	1 試料4,000回	5,080円
	(イ) 繰返し開閉試験	1 試料10,000回	4,010円
	(ウ) 繰返し荷重試験	1 試料50回	4,010円
	イ 窯業製品(冷凍融解試験)	1 バッチ 1 時間	330円

		ウ 繊維製品		
		(ア) 風合試験	1 試料	7,910円
		(イ) 毛羽測定試験	〃	2,660円
		(ウ) 通気性試験又は保温度試験	〃	3,970円
		(エ) 燃焼性試験		
		a ドライクリーニングを要する場合	〃	5,280円
		b ドライクリーニングを要しない場合	〃	3,970円
		(オ) 摩擦溶融試験	〃	3,950円
		(カ) 引き裂き強度試験、防すう度試験又は破裂試験	〃	4,020円
		(キ) 収縮度試験、摩耗試験(ニット)又は水分平衡質量試験	〃	4,010円
		(ク) 滑脱抵抗力試験又は剥離試験	〃	4,560円
		(ケ) 耐水度試験又ははつ水度試験	〃	2,640円
		(コ) 繊維の静電気測定試験		
		a 恒温恒湿槽を使用する場合	〃	5,350円
		b 恒温恒湿槽を使用しない場合	〃	3,170円
		(サ) 染色堅ろう度試験		
		a 洗濯試験、熱湯試験、汗試験、染色摩擦試験、酸化窒素ガス試験又はホットプレッシング試験	1 試料増すごとに	260円
		b 漂白試験又は塩素処理水試験	1 試料 1 試料増すごとに	4,650円 830円
		(シ) 透湿性試験	1 試料	3,870円
		(ス) 厚さ試験	〃	2,640円
		(セ) ピリング試験又はスナッグ試験	〃	3,970円
	(11) 測定機器試験	ロックウェル硬度計	1 台	11,750円
4	計算及び解析	写真撮影	高速ビデオ撮影	1 件 1 時間 4,110円
5	企画及び設計	(1) デザイン	コンピュータ等の機器を利用した図面、色見本又は繊維図案等の試作	1 柄 配色変更 1 回ご とに 4,510円 260円
		(2) 繊維	ア 組織分解	
		(ア) 経方向×緯方向400以下	1 試料	3,440円
		(イ) 経方向×緯方向401以上1,600以下	〃	4,760円
		(ウ) 経方向×緯方向1,601以上3,600以下	〃	5,550円
		(エ) 経方向×緯方向3,601以上6,400以下	〃	6,600円
		(オ) 経方向×緯方向6,401以上10,000以下	〃	7,910円
		(カ) 経方向×緯方向10,001以上22,500以下	〃	9,230円
		(キ) (ア)から(カ)まで以外のもの	〃	10,540円
		イ 織物密度試験		
		(ア) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり20本以下	1 試料	1,600円

		(イ) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり21本以上	〃	2,660円
6	カラー複写	カラー複写（試験及び技術指導に係る複写に限り、1原稿につき3枚を限度とする。）	1枚	実費相当額
7	成績書の副本	成績書の副本	1通	1,430円

◎新潟県告示第782号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（令和元年9月新潟県告示第432号）を次のように改め、令和2年4月1日から実施する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

機 械 器 具		貸付料の額（1時間につき）
1	金属加工機械	
	(1) 旋盤	1,570円
	(2) フライス盤	1,410円
	(3) 試料切断機	1,510円
	(4) 試料研磨機	1,430円
	(5) プレス機	2,460円
	(6) ボール盤	1,360円
2	繊維加工機械	
	(1) のり付け試験機	1,620円
	(2) 高温染色試験機	1,460円
	(3) 染色用ソフト巻機	1,370円
	(4) 検ねん機	1,370円
	(5) 意匠ねん糸機	1,600円
	(6) 織機	1,340円
	(7) 無縫製編機	1,420円
3	測定試験機器	
	(1) 万能投影機	1,370円
	(2) 金属顕微鏡	1,370円
	(3) 硬さ計	1,340円
	(4) 万能材料試験機	1,440円
	(5) 形状粗さ測定機	1,550円
	(6) 恒温恒湿槽	260円
	(7) 三次元座標測定機	1,480円
	(8) 蛍光X線膜厚測定機	1,350円
	(9) 工具顕微鏡	1,400円
	(10) 真円度測定機	1,370円
	(11) 高速度ビデオ装置	1,510円
	(12) フィールドバランス	1,370円
	(13) ビルトインチャンバー	920円
	(14) 炭素硫黄分析装置	1,690円
	(15) EMC試験システム	1,810円
	(16) X線マイクロアナライザー	1,510円
	(17) I C I型メース試験機	1,370円
	(18) pH・ORPメータ	1,340円
	(19) X線回折装置	1,460円
	(20) X線残留応力測定装置	1,370円
	(21) 圧電型動力計	1,370円

(22) 糸むら測定装置	1,370円
(23) インピーダンス測定装置	1,350円
(24) オシロスコープ	1,390円
(25) 分光測色計	1,350円
(26) 屈折率計	1,370円
(27) 蛍光X線分析装置	1,520円
(28) 毛羽試験機	1,370円
(29) 測色計	1,350円
(30) 磁気測定器 (磁束計)	1,350円
(31) 分光光度計	1,450円
(32) 実体顕微鏡 (デジタルマイクロスコープ)	1,420円
(33) 自動強伸度試験機	1,370円
(34) データロガー	1,360円
(35) 衝撃試験機	1,460円
(36) 落球衝撃試験機	1,370円
(37) スペクトラムアナライザー	1,370円
(38) 静電気測定器	1,350円
(39) 騒音計	1,350円
(40) 摩擦堅ろう度試験機	1,380円
(41) 洗濯堅ろう度試験機	1,490円
(42) 走査型電子顕微鏡	1,620円
(43) 張力計	1,370円
(44) デジタルマルチメータ	1,350円
(45) デニールコンピュータ	1,370円
(46) 電子分析天びん	1,370円
(47) 電波暗室 (次号及び第48号の2に掲げるものを除く。)	1,390円
(48) 3メートル電波暗室 (登録)	2,280円
(48)の2 10メートル電波暗室 (登録)	13,590円
(49) 熱応力測定器	1,370円
(50) 熱画像装置	1,360円
(51) ネットワークアナライザー	1,700円
(52) 熱分析装置	1,380円
(53) 信号発生器	1,350円
(54) I C I 型ピリングテスター	1,370円
(55) 風合計量測定装置	1,370円
(56) 赤外分光光度計	1,420円
(57) プラズマ発光分光分析装置	1,440円
(58) 振動計	1,370円
(59) 粒度分布測定装置	1,600円
(60) ロータップ型標準ふるい器	1,370円
(61) 電力計	1,350円
(62) 疲労試験機 (恒温槽を使用しない場合)	410円
(62)の2 疲労試験機 (恒温槽を使用する場合)	820円
(63) レーザー測長器 (運動精度測定システムを含む。)	1,370円
(64) 破裂試験機	1,430円
(65) 45° 燃焼性試験機	1,370円
(66) 定温乾燥器	1,400円
(67) ファイバースコープ	1,340円

(68)	加速寿命試験機	110円
(69)	エキシマ光源照射装置	1,370円
(70)	接触角計	1,370円
(71)	フェライトスコープ	1,370円
(72)	ロータ型粘度計	1,370円
(73)	フォースゲージ	1,350円
(74)	保温性試験機	1,360円
(75)	CCM装置	1,350円
(76)	風速計	1,350円
(77)	自動蒸留試験装置	1,370円
(78)	イオンクロマトグラフ	1,350円
(79)	含水率計	1,370円
(80)	X線透視装置	1,390円
(81)	高圧プローブ	1,340円
(82)	光沢度計	1,340円
(83)	三次元構造解析顕微鏡	1,350円
(84)	照度計	1,350円
(85)	織布耐水度試験機	1,340円
(86)	振動試験機	1,920円
(87)	絶縁耐圧試験器	1,370円
(88)	絶縁抵抗計	1,340円
(89)	走査型プローブ顕微鏡	1,390円
(90)	超音波厚さ計	1,340円
(91)	通気性試験機	1,370円
(92)	デジタル温度計	1,340円
(93)	電磁膜厚計	1,430円
(94)	透過率測定器(ヘイズ計)	1,340円
(95)	熱衝撃試験機	530円
(96)	熱物性測定装置	1,450円
(97)	G-T E Mセル	1,340円
(98)	漏れ電流測定器	1,350円
(99)	レーザー顕微鏡	1,380円
(100)	レーザーラマン分光光度計	1,350円
(101)	非接触三次元測定機	1,520円
(102)	高圧蒸気滅菌器	1,430円
(103)	デジタルトルクレンチ	1,340円
(104)	静電容量型変位計	1,340円
(105)	レーザー変位計	1,340円
(106)	ウォーターバス	1,380円
(107)	薄膜測定システム	1,360円
(108)	ドラフトチャンバー	1,540円
(109)	シールド効果評価器	1,370円
(110)	気中パーティクルカウンター	1,360円
(111)	低温恒温水槽	100円
(112)	超音波洗浄器	1,350円
(113)	分光放射輝度計	1,340円
(114)	プリズムカプラー式屈折率測定装置	1,360円
(115)	デジタルタコメータ	1,340円
(116)	液体クロマトグラフ	1,380円

(117) 酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	1,340円
(118) CNC画像測定機	1,360円
(119) GMサーベイメータ	1,360円
(120) シンチレーションサーベイメータ	1,340円
(121) 摩耗試験機	1,340円
(122) 引裂度試験機	1,410円
(123) ガスクロマトグラフ	1,420円
(124) 摩擦溶融試験機	1,340円
(125) デジタル測長器	1,340円
(126) スプレーテスター	1,340円
(127) 洗濯試験機	1,440円
(128) 可搬式粗さ計	1,340円
(129) ロードセル	1,340円
(130) 薄膜硬度計	1,360円
(131) 3Dスキャニングシステム	1,520円
(132) マイクロフォーカスX線CT装置	5,430円
(133) 高温用エリクセン試験機	1,490円
(134) 電流プローブ	1,340円
(135) 柔軟度試験機	1,340円
(136) 電子負荷	1,380円
(137) 抱合力試験機	1,340円
(138) 多連型乾熱試験機	1,370円
(139) ラローズ法吸水性測定装置	1,340円
(140) 紫外線鑑別器	1,340円
(141) 保護導通試験器	1,340円
(142) 織物摩耗試験機	1,340円
4 その他	
(1) デザインCADシステム	1,380円
(2) 直流電源	1,370円
(3) 交流安定化電源	1,460円
(4) 電気マッフル炉	1,430円
(5) クリーンベンチ	1,370円
(6) 標準光源装置	1,390円
(7) 真空ポンプ	1,350円
(8) 真空デシケータ	1,340円
(9) マスクアライナー	1,370円
(10) スピンコーター	1,360円
(11) ホットプレート	1,360円
(12) 真空乾燥器	1,360円
(13) 放電プラズマ焼結機	3,490円
(14) ロータリエバポレータ	1,340円
(15) 遠心分離器	1,380円
(16) ディープラーニング用コンピュータ	1,390円

◎新潟県告示第783号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	18者	四日市番匠1433番2ほか178筆 31.8ha
関川村	1者	上関1115番1ほか142筆 14.7ha
新発田市	5者	宮古木上車野3396番ほか43筆 3.3ha
阿賀野市	6者	上飯塚四ツ巻1436番ほか40筆 5.5ha
胎内市	6者	宮川八ノ割316番ほか43筆 4.7ha
聖籠町	1者	二本松川田2464番1ほか11筆 1.3ha
新潟市	28者	北区名目所3丁目1105番ほか333筆 34.9ha
五泉市	4者	中川新大坪378番1ほか36筆 5.4ha
三条市	7者	上保内杉崎甲407番ほか38筆 4.2ha
燕市	6者	西楨11208番ほか14筆 3.1ha
加茂市	18者	加茂大塚2372番1ほか159筆 24.1ha
田上町	2者	田上蛇喰へい3230番ほか23筆 1.2ha
弥彦村	2者	麓村山沖632番1ほか49筆 4.2ha
長岡市	13者	桂町岡野(土地改良)3947番ほか89筆 13.4ha
見附市	1者	新潟東町347番1ほか4筆 1.5ha
小千谷市	1者	小栗田南原1358番ほか50筆 14.6ha
出雲崎町	1者	沢田宮ノ下1799番1ほか6筆 0.5ha
魚沼市	1者	中島中子1426番ほか1筆 0.4ha
十日町市	3者	上野甲132番ほか10筆 2.2ha
柏崎市	12者	田屋菅田1055番1ほか154筆 10.3ha
上越市	46者	元屋敷桜町36番ほか3,543筆 208.2ha
糸魚川市	6者	田屋西ノ田667番ほか219筆 11.6ha
佐渡市	8者	八幡528番ほか119筆 21.1ha
合計	196者	5,327筆 422.2ha

2 認可年月日

令和元年12月26日

◎新潟県告示第784号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日		
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会				
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司				
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15				
登録の区分	品位等検査				
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば				
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の登録検査機関の名称 代表者氏名 主たる事務所の所在地
新潟県	小野塚 櫻子	新潟県十日町市春日町3丁目183-1 真霜ビル202	もみ、玄米、そば	K1525026	
	内山 美穂	新潟県村上市布部3212	もみ、玄米	K1528003	
備考	略称『新潟県検査協会』 令和元年12月27日 農産物検査員1名の登録抹消、1名の氏名・住所変更。検査員合計704名。				

◎新潟県告示第785号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
東蒲原郡漁業協同組合
東蒲原郡阿賀町両郷乙555
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条(3)期間の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「2020年1月1日から2020年12月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和2年1月1日
-

◎新潟県告示第786号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
松浜内水面漁業協同組合
新潟市北区松浜7丁目3641番地
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条(3)期間の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「2020年1月1日から2020年12月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和2年1月1日
-

◎新潟県告示第787号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
新潟市大形地区漁業協同組合
新潟市東区津島屋3丁目48番地
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条(3)期間の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「2020年1月1日から2020年12月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和2年1月1日
-

◎新潟県告示第788号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
阿賀野川漁業協同組合
東蒲原郡阿賀町石間3881-4
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第13条(3)期間の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「2020年1月1日から2020年12月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和2年1月1日
-

◎新潟県告示第789号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
五十嵐川漁業協同組合
三条市高岡651
 - 2 漁業権の免許番号
内共第12号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第12条(3)期間の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「令和2年1月1日から令和2年12月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和2年1月1日
-

◎新潟県告示第790号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
刈谷田川漁業協同組合
長岡市滝の下町4番35号
 - 2 漁業権の免許番号
内共第12号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第9条表中の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「令和2年1月1日から令和2年12月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和2年1月1日
-

◎新潟県告示第791号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105-16
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分(以下「変更後部分」という。)が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前																																		
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請の方法は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域および遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。<u>ただし、日釣においては、口頭ですることにより遊漁承認申請書の提出を省略できる。</u></p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 遊漁者は次に掲げる漁具、漁法の<u>範囲を超えて</u>遊漁してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">魚種</th> <th style="width: 80%;">漁具漁法の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>あゆ</td><td>竿 1本</td></tr> <tr><td>にじます</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>こい</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>ふな</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>うぐい</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>いわな</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>やまめ</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>うなぎ</td><td>竿 3本</td></tr> <tr><td>かじか</td><td>竿 3本 ヤス 1本 たも網 1本 徒手採捕</td></tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">小、中学生</td> <td style="width: 50%;">無料</td> </tr> <tr> <td>魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生</td> <td>申請により無料</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由者(4級以上)及び療育手帳を有する者</td> <td>申請により第1項に規定する額の2分の1</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>第1項に規定する額の2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなけれ</p>	魚種	漁具漁法の範囲	あゆ	竿 1本	にじます	竿 3本	こい	竿 3本	ふな	竿 3本	うぐい	竿 3本	いわな	竿 3本	やまめ	竿 3本	うなぎ	竿 3本	かじか	竿 3本 ヤス 1本 たも網 1本 徒手採捕	小、中学生	無料	魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料	肢体不自由者(4級以上)及び療育手帳を有する者	申請により第1項に規定する額の2分の1	女性	第1項に規定する額の2分の1	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請の方法は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域および遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 遊漁者は次に掲げる漁具、漁法<u>以外のもの</u>で遊漁してはならない。<u>竿釣(あゆ以外の魚種は1人3本以内とする)、ヤス(かじかに限る)</u></p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">小、中学生</td> <td style="width: 50%;">無料</td> </tr> <tr> <td>魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生</td> <td>申請により無料</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由者(4級以上)及び療育手帳を有する者</td> <td>申請により第1項に規定する額の2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしな</p>	小、中学生	無料	魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料	肢体不自由者(4級以上)及び療育手帳を有する者	申請により第1項に規定する額の2分の1
魚種	漁具漁法の範囲																																		
あゆ	竿 1本																																		
にじます	竿 3本																																		
こい	竿 3本																																		
ふな	竿 3本																																		
うぐい	竿 3本																																		
いわな	竿 3本																																		
やまめ	竿 3本																																		
うなぎ	竿 3本																																		
かじか	竿 3本 ヤス 1本 たも網 1本 徒手採捕																																		
小、中学生	無料																																		
魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料																																		
肢体不自由者(4級以上)及び療育手帳を有する者	申請により第1項に規定する額の2分の1																																		
女性	第1項に規定する額の2分の1																																		
小、中学生	無料																																		
魚沼漁業協同組合の管内に住所を有する19歳未満の高等学校生	申請により無料																																		
肢体不自由者(4級以上)及び療育手帳を有する者	申請により第1項に規定する額の2分の1																																		

ばならない。
 魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105-16
 清津分会 分会長宅
 (略)
 山古志分会 分会長宅
 及び魚沼漁業協同組合の委託場所(旅館、釣具店、食堂、コンビニエンスストア、その他)及び漁場監視(取締)員が監視又は取り締まる場所

4 遊漁証を持たず遊漁する者に現地等で納付を求める遊漁料は、第1項に規定する1日の遊漁料に600円(税込)を、E・F券に限り2,000円(税込)を加算して得た額とする。

(釣堀的漁場)
第9条 (略)

(略)	開設の期間	(略)
(略)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	(略)
(略)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	(略)
(略)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	(略)

ければならない。
 魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105-16
 清津分会 分会長宅
 (略)
 山古志分会 分会長宅
 及び魚沼漁業協同組合の委託場所(旅館、釣具店、食堂、その他)並びに漁場監視(取締)員。ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場取締委員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に600円(税込)を、E・F券に限り2,000円(税込)を附加して得た額とする。

(釣堀的漁場)
第9条 (略)

(略)	開設の期間	(略)
(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)
(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)
(略)	平成31年1月1日から平成31年12月31日まで	(略)

4 変更後の遊漁規則の施行日
 令和2年1月1日

◎新潟県告示第792号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
 糸魚川内水面漁業協同組合
 糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
 内共第23号
- 3 変更の内容
 (釣堀的漁場)
 第8条ウ開設の期間の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「令和2年1月1日から令和2年12月31日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
 令和2年1月1日

◎新潟県告示第793号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
-----	-----	------	-------

道城巻	農用地保全施設整備（中山間地域総合農地防災）事業	十日町市	令和元年12月9日
-----	--------------------------	------	-----------

◎新潟県告示第794号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業期間 令和元年8月6日から令和元年10月1日まで
- 3 作業地域 新潟市北区、新潟市東区、新潟市中央区、新潟市秋葉区、新潟市西区、上越市、阿賀野市

◎新潟県告示第795号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、柏崎市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動測量）
- 2 作業期間 令和元年9月6日から令和元年10月31日まで
- 3 作業地域 柏崎市街地及び周辺部

◎新潟県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡片貝小千谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
小千谷市大字千谷字原付甲451番4から 同市平沢二丁目327番6まで	新	9.6～27.4メートル	891.2メートル
	旧	7.4～17.4メートル	890.7メートル

◎新潟県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 長岡片貝小千谷線
- 2 供用開始の区間
小千谷市大字千谷字原付甲451番4から同市平沢二丁目327番6まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月27日

◎新潟県告示第798号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立島見緑地及び新潟県立聖籠緑地
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市江南区割野575番地1
株式会社日建緑地
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和元年12月20日

◎新潟県告示第799号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立島屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）及び清五郎ワールドカップ広場
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区清五郎58番地
アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ
構成員：公益財団法人新潟県都市緑花センター
株式会社アルビレックス新潟
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和元年12月20日

◎新潟県告示第800号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和元年12月27日

新潟県上越地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日
令和元年12月18日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○廃止した部分（昭和39年7月28日指定の全部）		
（イ）糸魚川市中央2丁目166番2の内、166番15の内	4.00	27.30
（ロ）糸魚川市中央2丁目1150番2、1150番7、1150番7地先水路	4.00	18.20
（ハ）糸魚川市中央2丁目1150番1、1150番6、1150番6地先水路	4.00	18.20
（ニ）糸魚川市中央2丁目165番1、165番8、165番10、165番11、165番10地先水路、165番11地先水路	4.00	18.20

◎新潟県告示第801号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場、新潟港万代島緑地
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区万代島6番1号
新潟万代島総合企画株式会社
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和元年12月20日

◎新潟県告示第802号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は、令和元年12月27日から令和2年1月24日まで、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所並びに新潟市都市政策部港湾空港課において縦覧に供する。

令和元年12月27日

新潟港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 出願の年月日
令和元年12月16日
- 2 出願人の名称及び住所
出願人所在地 新潟市中央区新光町4番地1
出願人名称 新潟県
代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1
代表者氏名 新潟県知事 花角 英世
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
新潟県新潟市中央区柳島町3丁目18番2、18番17の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、①の地点と③の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位（D.L.+0.39m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒：世界測地系）から195度20分40秒3、053.35mの地点
②の地点 ①の地点から 155度04分00秒 11.92mの地点
③の地点 ②の地点から 195度40分29秒 100.55mの地点
 - (3) 面積
1,097.36㎡
- 4 埋立に関する工事の施行区域
 - (1) 位置
新潟県新潟市中央区柳島町3丁目18番2、18番17の地内並びにこれらの土地の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①[〃]の地点と⑧[〃]の地点とを結んだ線により囲まれた区域
①[〃]の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒：世界測地系）から193度16分05秒3、005.94mの地点
②[〃]の地点 ①[〃]の地点から 195度40分32秒 208.75mの地点
③[〃]の地点 ②[〃]の地点から 285度40分32秒 125.40mの地点
④[〃]の地点 ③[〃]の地点から 15度19分48秒 49.87mの地点
⑤[〃]の地点 ④[〃]の地点から 106度16分02秒 3.21mの地点
⑥[〃]の地点 ⑤[〃]の地点から 16度22分36秒 110.28mの地点
⑦[〃]の地点 ⑥[〃]の地点から 287度22分30秒 2.55mの地点
⑧[〃]の地点 ⑦[〃]の地点から 16度37分59秒 48.57mの地点

(3) 面積

25,687.41㎡

5 埋立地の用途

緑地

公 告

決算の公表について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成30年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び平成30年度新潟県県債管理特別会計ほか13特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 平成30年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

平成30年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県税	260,514,000,000	260,723,964,078	209,964,078
第1項 県民税	70,373,000,000	70,525,140,880	152,140,880
第2項 事業税	60,827,000,000	60,852,670,124	25,670,124
第3項 地方消費税	59,110,000,000	59,110,217,665	217,665
第4項 不動産取得税	4,681,000,000	4,694,405,312	13,405,312
第5項 県たばこ税	2,330,000,000	2,340,749,525	10,749,525
第6項 ゴルフ場利用税	537,000,000	537,144,600	144,600
第7項 自動車取得税	3,759,000,000	3,759,261,900	261,900
第8項 軽油引取税	23,671,000,000	23,670,731,195	△ 268,805
第9項 自動車税	31,808,000,000	31,816,624,535	8,624,535
第10項 鉱区税	48,000,000	47,781,800	△ 218,200
第11項 狩猟税	13,000,000	12,608,200	△ 391,800
第12項 核燃料税	3,210,000,000	3,209,844,000	△ 156,000
第13項 産業廃棄物税	147,000,000	146,784,342	△ 215,658
第2款 地方消費税清算金	85,648,218,000	85,648,217,524	△ 476
第1項 地方消費税清算金	85,648,218,000	85,648,217,524	△ 476
第3款 地方譲与税	42,448,538,000	42,448,538,000	
第1項 地方法人特別譲与税	37,915,195,000	37,915,195,000	
第2項 地方揮発油譲与税	4,295,873,000	4,295,873,000	
第3項 石油ガス譲与税	234,436,000	234,436,000	
第4項 航空機燃料譲与税	3,034,000	3,034,000	
第4款 地方特例交付金	820,048,000	820,048,000	
第1項 地方特例交付金	820,048,000	820,048,000	
第5款 地方交付税	244,097,277,000	244,097,277,000	
第1項 地方交付税	244,097,277,000	244,097,277,000	
第6款 交通安全対策特別交付金	414,731,000	414,731,000	
第1項 交通安全対策特別交付金	414,731,000	414,731,000	
第7款 分担金及び負担金	10,277,336,000	7,900,109,691	△ 2,377,226,309
第1項 分担金	3,565,233,000	2,552,518,892	△ 1,012,714,108
第2項 負担金	6,712,103,000	5,347,590,799	△ 1,364,512,201
第8款 使用料及び手数料	14,865,234,000	14,788,343,791	△ 76,890,209
第1項 使用料	11,284,702,000	11,327,278,971	42,576,971
第2項 手数料	3,580,532,000	3,461,064,820	△ 119,467,180
第9款 国庫支出金	197,061,938,000	144,600,462,680	△ 52,461,475,320
第1項 国庫負担金	27,964,864,000	28,184,023,518	219,159,518
第2項 国庫補助金	167,441,767,000	114,933,576,360	△ 52,508,190,640
第3項 委託金	1,655,307,000	1,482,862,802	△ 172,444,198
第10款 財産収入	2,019,303,000	2,005,120,124	△ 14,182,876
第1項 財産運用収入	626,077,000	622,351,798	△ 3,725,202
第2項 財産売払収入	1,393,226,000	1,382,768,326	△ 10,457,674
第11款 寄附金	510,438,000	510,508,600	70,600
第1項 寄附金	510,438,000	510,508,600	70,600
第12款 繰入金	32,023,123,000	30,974,264,645	△ 1,048,858,355
第1項 特別会計繰入金	2,173,488,000	2,170,256,760	△ 3,231,240
第2項 基金繰入金	29,849,635,000	28,804,007,885	△ 1,045,627,115
第13款 諸収入	63,598,093,000	59,082,790,480	△ 4,515,302,520
第1項 延滞金加算金及び過料等	211,953,000	243,610,255	31,657,255
第2項 利子収入	10,554,000	10,553,614	△ 386
第3項 公営企業貸付金収入	14,337,178,000	14,337,178,000	
第4項 貸付金収入	32,065,197,000	32,048,941,684	△ 16,255,316
第5項 受託事業収入	8,378,522,000	3,697,671,867	△ 4,680,850,133
第6項 収益事業収入	3,060,650,000	3,223,438,305	162,788,305
第7項 利子割精算金収入	1,000	1,136	136
第8項 雑入	5,534,038,000	5,521,395,619	△ 12,642,381
第14款 県債	301,764,000,000	267,101,000,000	△ 34,663,000,000
第1項 県債	301,764,000,000	267,101,000,000	△ 34,663,000,000
第15款 繰越金	33,386,637,000	33,217,116,652	△ 169,520,348
第1項 繰越金	33,386,637,000	33,217,116,652	△ 169,520,348
歳入合計	1,289,448,914,000	1,194,332,492,265	△ 95,116,421,735

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 議会費	1,400,096,000	1,388,930,811		11,165,189
第1項 議会費	1,400,096,000	1,388,930,811		11,165,189
第2款 総務費	37,212,330,000	36,387,073,858	386,497,000	438,759,142
第1項 政策費	4,113,288,000	4,033,991,664	22,984,000	56,312,336
第2項 総務管理費	22,598,058,000	21,945,163,839	363,513,000	289,381,161
第3項 統計調査費	606,795,000	577,142,504		29,652,496
第4項 徴税費	7,182,020,000	7,153,453,809		28,566,191
第5項 市町村振興費	995,599,000	992,243,544		3,355,456
第6項 選挙費	1,313,233,000	1,284,803,666		28,429,334
第7項 人事委員会費	146,054,000	144,675,209		1,378,791
第8項 監査委員費	257,283,000	255,599,623		1,683,377
第3款 県民生活・環境費	9,114,478,000	8,439,461,197	299,027,000	375,989,803
第1項 県民生活管理費	3,803,223,063	3,734,984,089		68,238,974
第2項 防災費	3,447,396,000	2,929,469,758	289,008,000	228,918,242
第3項 環境企画費	550,978,299	522,147,573	10,019,000	18,811,726
第4項 環境対策費	314,504,850	295,221,712		19,283,138
第5項 廃棄物対策費	998,375,788	957,638,065		40,737,723
第4款 福祉保健費	163,730,210,000	160,973,224,889	1,845,096,000	911,889,111
第1項 福祉保健費	22,991,196,759	22,898,920,123		92,276,636
第2項 国保・福祉指導費	43,586,692,000	43,582,080,016		4,611,984
第3項 医務薬事費	6,920,039,958	6,066,970,904	628,441,000	224,628,054
第4項 医師・看護職員確保対策費	1,651,269,294	1,524,742,897		126,526,397
第5項 高齢福祉保健費	40,124,112,217	39,395,117,482	663,558,000	65,436,735
第6項 健康対策費	5,159,681,000	5,064,114,768		95,566,232
第7項 生活衛生費	3,124,641,000	3,014,472,344	86,971,000	23,197,656
第8項 障害福祉費	21,089,394,000	20,513,547,272	386,271,000	189,575,728
第9項 児童家庭費	2,619,275,260	2,527,734,741	58,779,000	32,761,519
第10項 少子化対策費	16,463,908,512	16,385,524,342	21,076,000	57,308,170
第5款 労働費	2,413,398,000	2,087,369,847	22,753,000	303,275,153
第1項 労働委員会費	128,223,000	126,773,111		1,449,889
第2項 労政雇用費	454,012,000	347,633,086		106,378,914
第3項 職業能力開発費	1,831,163,000	1,612,963,650	22,753,000	195,446,350
第6款 産業費	48,233,519,000	47,265,408,230	99,360,000	868,750,770
第1項 産業政策費	30,234,041,000	29,769,456,967		464,584,033
第2項 産業振興費	2,338,272,000	2,152,874,556	99,360,000	86,037,444
第3項 商業・地場産業振興費	288,674,000	252,963,439		35,710,561
第4項 産業立地費	13,599,283,000	13,377,797,831		221,485,169
第5項 観光費	1,773,249,000	1,712,315,437		60,933,563
第7款 農林水産業費	126,817,857,000	93,289,321,019	32,340,324,000	1,188,211,981
第1項 農業総務費	4,751,684,000	3,783,983,865	447,674,000	520,026,135
第2項 地域農政推進費	5,230,219,000	4,965,417,253	142,203,000	122,598,747
第3項 農産園芸費	1,320,277,000	1,241,995,215	19,735,000	58,546,785
第4項 経営普及費	3,638,579,000	3,512,928,307	79,315,000	46,335,693
第5項 食品・流通費	380,765,000	371,799,391		8,965,609
第6項 畜産業費	982,382,000	930,951,546		51,430,454
第7項 水産業費	4,347,579,000	3,111,339,373	1,188,590,000	47,649,627
第8項 林業費	15,460,861,000	12,211,585,650	3,048,779,000	200,496,350
第9項 農地管理費	5,876,861,655	5,548,247,038	270,065,000	58,549,617
第10項 農地基盤整備費	82,759,177,345	55,917,633,854	26,769,038,000	72,505,491
第11項 農地計画費	2,069,472,000	1,693,439,527	374,925,000	1,107,473
第8款 土木費	223,716,259,000	156,606,673,117	65,715,587,000	1,393,998,883
第1項 土木管理費	12,209,072,000	11,490,881,790	534,459,000	183,731,210
第2項 道路橋りょう費	101,637,752,000	72,532,984,306	28,701,450,000	403,317,694
第3項 河川海岸費	51,646,728,000	29,800,297,258	21,472,680,000	373,750,742
第4項 砂防費	21,177,903,000	14,614,412,661	6,393,333,000	170,157,339
第5項 都市計画費	7,567,577,000	5,730,547,172	1,821,922,000	15,107,828
第6項 建築費	15,562,941,000	10,780,279,356	4,754,749,000	27,912,644
第7項 交通政策費	2,810,548,000	2,738,409,419	8,700,000	63,438,581
第8項 港湾振興費	413,386,000	370,069,221		43,316,779
第9項 港湾費	9,815,611,000	7,747,209,151	2,028,294,000	40,107,849
第10項 空港費	874,741,000	801,582,783		73,158,217
第9款 警察費	52,214,384,000	51,460,914,395	481,413,000	272,056,605
第1項 警察管理費	48,149,959,000	47,510,773,500	464,657,000	174,528,500
第2項 警察行政費	4,064,425,000	3,950,140,895	16,756,000	97,528,105
第10款 教育費	183,312,790,000	181,233,676,567	1,503,283,000	575,830,433
第1項 教育総務費	9,112,335,000	9,045,637,574	7,125,000	59,572,426
第2項 小中学校費	88,442,377,000	88,344,517,737		97,859,263
第3項 高等学校費	52,217,617,000	51,102,856,860	882,335,000	232,425,140
第4項 特別支援学校費	17,907,711,000	17,414,530,295	427,216,000	65,964,705
第5項 生涯学習推進費	2,323,274,000	2,283,279,619	17,485,000	22,509,381
第6項 文化行政費	1,506,909,000	1,346,068,560	143,618,000	17,222,440
第7項 保健体育費	429,018,000	388,517,617		40,500,383
第8項 私学教育振興費	9,820,334,000	9,755,790,893	25,504,000	39,039,107
第9項 大学費	1,553,215,000	1,552,477,412		737,588

第11款 災害復旧費	18,785,698,000	12,834,567,475	5,227,079,000	724,051,525
第1項 農林水産施設災害復旧費	4,200,038,000	2,877,671,264	1,273,533,000	48,833,736
第2項 土木施設災害復旧費	14,568,873,000	9,946,222,011	3,947,768,000	674,882,989
第3項 教育施設災害復旧費	16,787,000	10,674,200	5,778,000	334,800
第12款 県債費	293,270,337,000	293,270,322,813		14,187
第1項 県債費	293,270,337,000	293,270,322,813		14,187
第13款 諸支出金	129,161,606,000	129,145,939,984		15,666,016
第1項 公営企業貸付金	14,337,178,000	14,337,178,000		
第2項 雑支出	2,481,647,000	2,465,982,612		15,664,388
第3項 地方消費税清算金	56,458,461,000	56,458,460,524		476
第4項 利子割交付金	451,216,000	451,216,000		
第5項 配当割交付金	901,239,000	901,239,000		
第6項 株式等譲渡所得割交付金	697,302,000	697,302,000		
第7項 分離課税所得割交付金	112,123,000	112,123,000		
第8項 県民税所得割臨時交付金	1,723,070,000	1,723,070,000		
第9項 地方消費税交付金	43,346,707,000	43,346,707,000		
第10項 ゴルフ場利用税交付金	371,464,000	371,463,999		1
第11項 自動車取得税交付金	2,739,818,000	2,739,817,205		795
第12項 軽油引取税交付金	5,541,380,000	5,541,379,956		44
第13項 利子割精算金	1,000	688		312
第14款 予備費	65,952,000			65,952,000
第1項 予備費	65,952,000			65,952,000
歳出合計	1,289,448,914,000	1,174,382,884,202	107,920,419,000	7,145,610,798

歳入歳出差引残額

19,949,608,063円

平成30年度新潟県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	196,207,368,000	196,207,366,785	△ 1,215
第1項 繰入金	196,207,368,000	196,207,366,785	△ 1,215
歳入合計	196,207,368,000	196,207,366,785	△ 1,215

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県債費	196,207,368,000	196,207,366,785		1,215
第1項 県債費	196,207,368,000	196,207,366,785		1,215
歳出合計	196,207,368,000	196,207,366,785		1,215

歳入歳出差引残額 0円

平成30年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	1,012,314,000	3,260,156,383	2,247,842,383
第1項 諸収入	582,982,000	1,184,617,124	601,635,124
第2項 繰越金	429,332,000	2,075,539,259	1,646,207,259
歳入合計	1,012,314,000	3,260,156,383	2,247,842,383

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	1,012,314,000	861,926,500		150,387,500
第1項 貸付事業費	429,332,000	288,944,556		140,387,444
第2項 貸付債権活用事業費	582,982,000	572,981,944		10,000,056
歳出合計	1,012,314,000	861,926,500		150,387,500

歳入歳出差引残額 2,398,229,883円

平成30年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 災害救助事業収入	598,484,000	598,465,323	△ 18,677
第1項 国庫支出金	69,490,000	69,491,261	1,261
第2項 財産収入	163,000	162,738	△ 262
第3項 寄附金	100,000	100,000	
第4項 繰入金	290,325,000	290,323,783	△ 1,217
第5項 諸収入	25,232,000	25,210,888	△ 21,112
第6項 県債			
第7項 分担金及び負担金	154,428,000	154,429,784	1,784
第8項 繰越金	58,746,000	58,746,869	869
歳入合計	598,484,000	598,465,323	△ 18,677

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	598,484,000	582,203,473		16,280,527
第1項 災害救助費	292,320,000	276,042,543		16,277,457
第2項 基金積立金	91,919,000	91,918,413		587
第3項 県債費	53,776,000	53,773,517		2,483
第4項 繰出金	160,469,000	160,469,000		
第2款 予備費				
歳出合計	598,484,000	582,203,473		16,280,527

歳入歳出差引残額 16,261,850円

平成30年度新潟県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 国民健康保険事業収入	191,850,528,000	190,775,619,444	△ 1,074,908,556
第1項 分担金及び負担金	51,800,008,000	51,800,008,297	297
第2項 国庫支出金	53,848,717,000	53,691,665,065	△ 157,051,935
第3項 財産収入	581,000	579,256	△ 1,744
第4項 繰入金	12,177,023,000	11,262,017,000	△ 915,006,000
第5項 諸収入	74,024,199,000	74,021,349,826	△ 2,849,174
歳入合計	191,850,528,000	190,775,619,444	△ 1,074,908,556

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 国民健康保険事業費	191,850,528,000	188,802,578,113		3,047,949,887
第1項 総務費	5,181,000	4,932,898		248,102
第2項 事業費	191,324,677,000	188,276,976,959		3,047,700,041
第3項 基金積立金	520,670,000	520,668,256		1,744
歳出合計	191,850,528,000	188,802,578,113		3,047,949,887

歳入歳出差引残額 1,973,041,331円

平成30年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	355,879,000	445,934,441	90,055,441
第1項 繰入金	34,450,000	33,933,000	△ 517,000
第2項 諸収入	210,610,000	244,638,755	34,028,755
第3項 県債	65,482,000	65,482,000	
第4項 繰越金	45,337,000	101,880,686	56,543,686
歳入合計	355,879,000	445,934,441	90,055,441

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	355,879,000	285,106,266		70,772,734
第1項 貸付事業費	355,879,000	285,106,266		70,772,734
歳出合計	355,879,000	285,106,266		70,772,734

歳入歳出差引残額 160,828,175円

平成30年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	11,230,000	11,218,728	△ 11,272
第1項 財産収入	65,000	64,728	△ 272
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	11,154,000	11,154,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	11,230,000	11,218,728	△ 11,272

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	11,230,000	11,218,728		11,272
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	11,219,000	11,218,728		272
歳出合計	11,230,000	11,218,728		11,272

歳入歳出差引残額 0円

平成30年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	770,821,000	1,112,431,894	341,610,894
第1項 繰入金	7,083,000	7,083,000	
第2項 諸収入	449,077,000	520,503,879	71,426,879
第3項 県債	50,000,000	14,034,000	△ 35,966,000
第4項 繰越金	264,661,000	570,811,015	306,150,015
歳入合計	770,821,000	1,112,431,894	341,610,894

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	770,821,000	688,634,970		82,186,030
第1項 貸付事業費	169,882,000	96,593,894		73,288,106
第2項 県債費	329,468,000	323,799,801		5,668,199
第3項 繰出金	271,471,000	268,241,275		3,229,725
歳出合計	770,821,000	688,634,970		82,186,030

歳入歳出差引残額 423,796,924円

平成30年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	122,375,000	487,800,796	365,425,796
第1項 繰入金	163,000	163,000	
第2項 諸収入	70,000	23,285,658	23,215,658
第3項 繰越金	122,142,000	464,352,138	342,210,138
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	126,996,000	107,240,068	△ 19,755,932
第1項 諸収入	69,125,000	52,250,000	△ 16,875,000
第2項 県債	43,000,000	32,625,000	△ 10,375,000
第3項 繰越金	14,871,000	22,365,068	7,494,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	251,471,000	613,040,864	361,569,864

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	122,325,000	285,710		122,039,290
第1項 貸付事業費	122,325,000	285,710		122,039,290
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	112,125,000	91,375,000		20,750,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	65,250,000		20,750,000
第2項 県債費	26,125,000	26,125,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	251,471,000	91,660,710		159,810,290

歳入歳出差引残額 521,380,154円

平成30年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	81,114,000	356,244,704	275,130,704
第1項 繰入金	205,000	205,000	
第2項 諸収入	61,000	23,051,664	22,990,664
第3項 繰越金	80,848,000	332,988,040	252,140,040
歳入合計	81,114,000	356,244,704	275,130,704

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	81,064,000	3,190,655		77,873,345
第1項 貸付事業費	81,064,000	3,190,655		77,873,345
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
歳出合計	81,114,000	3,190,655		77,923,345

歳入歳出差引残額 353,054,049円

平成30年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	185,346,000	148,552,888	△ 36,793,112
第1項 国庫支出金	60,761,000	22,205,957	△ 38,555,043
第2項 財産収入	9,585,000	12,147,124	2,562,124
第3項 繰入金	90,599,000	90,599,000	
第4項 諸収入	6,219,000	6,219,093	93
第5項 県債			
第6項 繰越金	18,182,000	17,381,714	△ 800,286
歳入合計	185,346,000	148,552,888	△ 36,793,112

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	184,346,000	139,681,359	41,725,000	2,939,641
第1項 事業費	80,776,000	36,112,685	41,725,000	2,938,315
第2項 県債費	65,974,000	65,973,474		526
第3項 繰出金	37,596,000	37,595,200		800
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	185,346,000	139,681,359	41,725,000	3,939,641

歳入歳出差引残額 8,871,529円

平成30年度新潟県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 用地先行取得事業収入	485,105,000	482,805,000	△ 2,300,000
第1項 県債	485,000,000	482,700,000	△ 2,300,000
第2項 繰入金	105,000	105,000	
歳入合計	485,105,000	482,805,000	△ 2,300,000

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 用地先行取得事業費	485,105,000	482,741,030	2,347,000	16,970
第1項 事業費	485,105,000	482,741,030	2,347,000	16,970
歳出合計	485,105,000	482,741,030	2,347,000	16,970

歳入歳出差引残額 63,970円

平成30年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	194,648,000	194,647,557	△ 443
第1項 財産収入	192,733,000	192,732,557	△ 443
第2項 繰入金	1,915,000	1,915,000	
歳入合計	194,648,000	194,647,557	△ 443

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	194,648,000	194,647,557		443
第1項 事業費	1,915,000	1,915,000		
第2項 繰出金	192,733,000	192,732,557		443
歳出合計	194,648,000	194,647,557		443

歳入歳出差引残額

0円

平成30年度新潟県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 流域下水道事業収入	14,547,870,000	13,020,232,285	△ 1,527,637,715
第1項 分担金及び負担金	4,792,405,000	4,791,129,385	△ 1,275,615
第2項 使用料及び手数料	431,000	435,176	4,176
第3項 国庫支出金	4,005,926,000	2,819,657,832	△ 1,186,268,168
第4項 財産収入	1,103,000	1,086,925	△ 16,075
第5項 繰入金	2,044,171,000	2,044,171,000	
第6項 諸収入	222,416,000	222,586,826	170,826
第7項 県債	2,667,000,000	2,240,000,000	△ 427,000,000
第8項 繰越金	814,418,000	901,165,141	86,747,141
歳入合計	14,547,870,000	13,020,232,285	△ 1,527,637,715

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 流域下水道事業費	14,307,277,000	12,128,962,275	2,064,855,000	113,459,725
第1項 管理費	3,581,718,000	3,490,939,790		90,778,210
第2項 建設費	7,387,464,000	5,299,928,060	2,064,855,000	22,680,940
第3項 県債費	3,338,095,000	3,338,094,425		575
第2款 予備費	240,593,000			240,593,000
第1項 予備費	240,593,000			240,593,000
歳出合計	14,547,870,000	12,128,962,275	2,064,855,000	354,052,725

歳入歳出差引残額

891,270,010円

平成30年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 港湾整備事業収入	3,436,721,000	3,382,962,306	△ 53,758,694
第1項 使用料及び手数料	1,122,055,000	1,139,508,695	17,453,695
第2項 国庫支出金			
第3項 財産収入	170,334,000	169,594,138	△ 739,862
第4項 繰入金	589,701,000	589,701,000	
第5項 諸収入	281,474,000	281,000,997	△ 473,003
第6項 県債	1,191,000,000	1,121,000,000	△ 70,000,000
第7項 繰越金	82,157,000	82,157,476	476
歳入合計	3,436,721,000	3,382,962,306	△ 53,758,694

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 港湾整備事業費	3,436,568,000	3,287,468,312	113,741,000	35,358,688
第1項 事業費	1,552,572,000	1,403,484,886	113,741,000	35,346,114
第2項 県債費	1,883,996,000	1,883,983,426		12,574
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
歳出合計	3,436,721,000	3,287,468,312	113,741,000	35,511,688

歳入歳出差引残額

95,493,994円

2 監査委員の審査意見

審 査 の 結 果

平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認めた。

審 査 の 意 見

平成30年度一般会計決算額は、歳入では、県税が減少したほか、公債費に対する交付税措置額の減等による普通交付税の減少などもあり、前年度比0.4パーセント減の1兆1,943億3,249万円となり、歳出では、普通建設事業の繰越分の増加などにより、前年度比0.8パーセント増の1兆1,743億8,288万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、12億5,951万円の黒字となったが、実質単年度収支は平成23年度以来となる赤字で、その額は6億6,414万円となっている。

また、平成30年度における14の特別会計決算額は、国民健康保険事業特別会計の設置などにより、歳入合計額で前年度比64.8パーセント増の4,106億968万円、歳出合計額では前年度比65.1パーセント増の4,037億6,739万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は96.7パーセントで前年度に比べ0.3ポイント増加し、実質公債費比率については15.9パーセントと前年度に比べ1.0ポイント増加しており、それぞれ悪化している。

県債残高は、2兆4,357億円で前年度比52億円減少しているものの、県民1人当たりの県債残高は109万3千円で前年度比9千円増加している。

臨時財政対策債を除いた県債残高は、1兆7,411億円で前年度比195億円減少しており、県民1人当たりの県債残高は78万1千円で前年度比1千円減少している。

財政調整基金などの財源対策的基金残高は、36億円減少し451億円となっている。

これまでの意見書においても、財源対策的基金の減少や経常収支比率等の悪化を踏まえ、健全化判断比率等に留意した財政運営に言及したところであるが、本県財政は、このまま対策を講じなければ、数年後には財源対策的基金が枯渇するという憂慮すべき状況にある。

こうした中、国内経済の動向を見ると、景気は輸出を中心に弱さが続いているものの緩やかに回復しているとされているが、「新潟県の経済動向」によれば、県内経済は弱さが続いており、回復の動きに足踏みがみられるとされている。一方で、人口減少や高齢化の進展、防災減災対策など、喫緊の課題への更なる対応が必要となっており、本県の財政を取り巻く環境は厳しい状況にあるといえる。

県はこのような状況を踏まえ「新潟県行財政改革行動計画（案）」を策定し、本県の人口動態・歳入規模に見合った歳出構造への転換を図るための取組方針を示したところである。

以上のことから、これまで以上に県税などの歳入確保に取り組むほか、産業振興等による税源かん養に努めるとともに、事業効果の検証を確実にを行い、経済性、効率性、有効性にも配慮しながら適切に予算を執行し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等にも留意しつつ、持続可能で安定的な財政運営に努められたい。

また、県民の生命・財産を守り、活力ある新潟県を実現するために、次の事項について十分留意しながら、県民目線に立った行政の運営を進められたい。

1 人口減少問題への対応

人口減少問題は、本県にとって喫緊かつ最大の課題である。

本県ではこれまで、自然減や社会減を抑制するための様々な取組を進めてきたが、人口減少に歯止めがかかっていない現状にある。こうした中、平成30年度には人口減少対策ワーキングチームにおいて部局横断的な議論を重ね、所得水準の向上と魅力ある多様な働く場の確保や、本県の暮らしやすさや魅力向上などを目的として、重点的に進める施策を政策パッケージとして取りまとめたところである。

今後は、それらの施策をより効果的に展開できるよう、引き続き部局間連携の下、地域の総力を挙げて着実に取り組む必要がある。

一方で、人口減少は当面避けることのできない現実であり、日常生活に不可欠なサービスの低下や、労働力人口の減少による経済成長率の低下、地域経済の縮小などの課題が懸念されるため、そのような課題に対応し、人口規模が縮小する中でも、県民が安全に安心して暮らすことができる活力ある社会を維持できるような取組も必要である。

人口減少問題に取り組むに当たっては、今後とも県民と危機感を共有し、国、市町村、企業、関係機関・団体との連携・協働を強化しながら、県政のあらゆる分野での取組を総動員して対応されたい。

2 安全に安心して暮らせる環境整備

(1) 子どもが安全で安心できる環境づくり

平成30年度の児童虐待相談対応件数は、全県で約2,800件と前年度より大幅に増加している。また、近年いじめを背景とした重大事案が発生するなど、子どもの心や身体を脅かす事態が後を絶たない。子どもが安全で安心できる環境づくりに向け、関係機関との連携強化や県民への意識啓発の推進、相談支援体制の充実など、児童虐待及びいじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応に努められたい。

特に、児童虐待への対応については、一時保護所や児童養護施設において、子ども一人一人の状態に合わせた対応や、より安全な施設運営ができるよう、空き校舎等の既存施設の活用も含めた環境整備に努めるとともに、児童福祉司や児童心理司等の人員体制についても検討を進められたい。

(2) 高齢者が住み続けたいと思える地域の実現

全国を上回るペースで高齢化が進展している本県にとって、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていける環境の整備が必要となっている。

近年、高齢運転者による交通事故の割合が増加傾向にある中、運転免許の自主返納に係る取組が積極的に進められているが、買物や通院といった免許返納後の生活に不安を抱えている高齢者も多く、地域の実態に即した交通手段の確保や、高齢者の日常生活を支える支援などの取組について一層進める必要がある。

高齢者が社会で孤立することなく、生き生きと暮らしていける地域、住み続けたいと思える地域の実現に向け、関係部局はもとより、市町村、関係機関・団体等と連携しながら、総合的かつ長期的、計画的に取り組まれたい。

(3) 持続可能な地域医療の推進

本県においては、県立病院が地域医療の重要な役割を担っており、これまで一般会計から繰出を行いながら地域医療の維持を図ってきた。しかし、人口減少に伴う患者減少等の厳しい医療環境の下、県立病院に対する支援が県財政の大きな負担となっていることなどから、県立病院の役割・あり方や機能・規模について議論が進められているところである。今後は、これらの議論を踏まえ、地域における適切な医療提供体制が確保され、地域医療が持続可能となるよう検討を進められたい。

また、地域医療の担い手となる医師の確保については、臨床研修医の増加や修学資金制度活用による医師不足地域への配置医師数の増加など一定の成果が上がっているが、医師偏在指標で全国46位になるなど、本県の医師不足は依然として深刻な状況である。引き続き臨床研修医及び専攻医の確保や勤務環境の改善等に取り組むとともに、

国に対して制度改善等を働きかけるなど、医師の養成とその確保に一層努められたい。

(4) 県民の命と暮らしを守る防災減災対策

近年の気候変動等により、平成30年7月豪雨のような激甚な自然災害が全国各地で頻発しており、本県においても自然災害による被害がこれまで数多く発生している。

防災上重要な役割を担っているインフラ施設及び公共施設は、適切な維持管理が行われなければ、機能不全等により、県民生活に多大な影響を及ぼし、また事故や災害を引き起こすおそれがあることから、本来施設が持つ能力を十分発揮できる状態に保つことが重要である。

多くの施設が老朽化する中、これらの施設を適切に維持管理していくためには、トータルコストの観点からも、施設全体の長寿命化を図る予防保全的管理や公共施設等の保有総量の適正化など、効果的、効率的な施設管理を一層推進されたい。

また、近年発生した災害の教訓を踏まえ、広域的な応援・受援体制の整備を図るとともに、自主防災組織の育成や住民の防災意識の啓発、避難行動要支援者の支援の充実など、地域や住民主体の取組を更に促進し、災害対応力の一層の向上に努められたい。

3 活力ある地域経済づくり

(1) 県民所得向上に向けた産業の活性化

本県産業は、経営規模が小さく、中間財生産や下請け取引を主流とする企業等が多いことから、十分な付加価値や利益が得にくい産業構造となっている。また、ものづくり・サービス、農林水産、建設等、産業の幅広い分野で後継者や担い手の不足が深刻化しており、これらの課題は本県の経済活動の維持や持続的な発展に影響を及ぼすことが懸念される。

本県ではこれまでも地域産業の活性化を図り、稼ぐ力を高めるため、成長産業の育成、新事業創出や販路開拓支援、AI、IoT活用等による産業の高付加価値化や、後継者や担い手確保に向けた事業承継の支援等の取組を推進しているところである。

産業の活性化による県民所得の向上に向け、今後も引き続き、県内産業の稼ぐ力を高める取組を一層推進されたい。

(2) 起業・創業の促進

起業・創業は、魅力ある多様な雇用の場を創出し、地域の活力を産み出す源である。雇用保険事業年報によると、平成29年度の本県の新設事業所数は全国25位と一定数あるものの、廃業率と開業率の関係を見ると、廃業率が22位と中位にもかかわらず、開

業率は46位と低位で推移している。

こうした状況を踏まえ、本県では地域経済の活力につながる起業・創業を促進するため、事業計画の作成支援や資金ニーズへの対応から創業後のフォローアップまで、起業家への伴走型支援に取り組み、また創業意識の啓発による起業家予備軍育成の取組を行っている。

活力ある新潟県の実現を目指し、地域が持続的に発展できるよう、今後も引き続き、このような取組を一層強化されたい。

特に、新潟の優位性を生かした地域資源活用型の起業・創業は、それが更に「新潟らしい」事業への起業意欲の向上へとつながる好循環が期待されるので、このような成功事例の発信についても積極的に取り組まされたい。

(3) 交通インフラと地域資源の更なる利活用による交流人口の拡大

本県は、新幹線、高速道路、拠点空港、国際拠点港湾等の優れた交通インフラに加え、豊かな自然や食、温泉や歴史、文化等の多様な地域資源を有しており、これらを活用しながら、交流人口の拡大の取組を進めている。

一方で、国内外を合わせた本県の延べ宿泊者数は、近年横ばいで推移しており、様々な観光コンテンツを本県の魅力として伝えきれていないという課題もある。

今後は、東京オリンピック・パラリンピックも見据え、本県の交通インフラや産業資源を含めた多様な地域資源を最大限に活用しながら、更なる交流人口の拡大に向けて、隣接各県、市町村、関係団体と連携し、デスティネーションキャンペーンなどのあらゆる機会をとらえ、本県のアピールポイントを明確にした国内外への誘客宣伝活動や、魅力ある観光地づくり等の取組を強化されたい。

また、交流人口の拡大は、観光産業だけでなく、農業や商工業等、地域の産業全体への相乗的な経済効果が期待されるため、これまで以上に積極的に取り組まされたい。

なお、令和2年度から内部統制制度が導入されるが、同制度は、問題発生の未然防止のみならず、政策的な課題に対する重点的な資源投入や、業務の効率化を可能とするものであることから、実効性ある制度を構築されたい。あわせて、行財政改革を庁内一丸となって進めるためにも、仕事のやり方の抜本的な見直し、風通しのよい職場環境づくりなどの働き方改革を一層推進されたい。

上記のほか、定期監査において会計事務処理、財産・物品・個人情報の管理及び交通事故防止等に関しては是正、改善などを求めた事項については、それぞれ適切に対応されたい。

新潟県救急医療情報システムに係る役務提供業務公募型プロポーザルの実施について(公告)

新潟県救急医療情報システムに係る役務提供業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

1 業務の名称

新潟県救急医療情報システムに係る役務提供業務(以下「本件業務」という。)

2 プロポーザルの内容

新潟県救急医療情報システムに係る役務提供業務公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施内容等については、新潟県救急医療情報システムに係る役務提供業務公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所

(1) 交付期間

令和元年12月27日(金)から令和2年1月14日(火)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課地域医療班

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1(行政庁舎12階)

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和2年1月29日(水)までに書面で通知する。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 令和元年12月27日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

(イ) 令和元年12月27日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

ウ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

エ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。

オ 過去3年以内において、都道府県から本件業務の仕様書に合致した業務又はこれと同等の業務の構築及び保守運用)について受託し、正常に稼働させた実績を有する者であること。

カ 本実施要領の交付を受けている者であること

キ 本プロポーザルに関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

(2) 共同企業体

ア (1)アからエに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。

なお、締結した協定書(原本)及び共同企業体構成一覧表(本プロポーザル実施要領に定める様式に限る。)を一部提出すること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ロ) 構成員の名称及び所在地

(ハ) 代表者の名称、権限

(ニ) 構成員の出資比率

(ホ) 各構成員の責任

(ヘ) 取引金融機関

- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置
- (コ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任
- (カ) その他必要な事項

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の構成員が、(1)オ並びにカに掲げる要件を満たしていること。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 共同企業体を構成するいずれの者も、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 共同企業体を構成する全ての者が、5に定めるところによりプロポーザル参加資格要件確認申請書等を提出し、本プロポーザルに係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和2年1月24日(金)午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県救急医療情報システムに係る役務提供業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きすること。)とし、(2)に定める期限までに、到達するよう郵送すること。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和2年2月7日(金)午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県救急医療情報システムに係る役務提供業務企画提案書等在中」と朱書きすること。)とし、(2)に定める提出期限までに到達するよう郵送すること。

7 本プロポーザルに関する質問等

プロポーザル実施要領による。

8 審査等

(1) 提出された書類は、新潟県救急医療情報システムに係る役務提供業務プロポーザル競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

エ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プレゼンテーションの実施

提案について、プレゼンテーションを実施する。ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において全ての参加を表明した者に第一

次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された企画提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、本プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

9 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

最優秀提案者と本件業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結交渉においては、本件業務仕様について詳細な協議を実施して、再度見積書を徴し、契約を締結する。

また、協議には、仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むものとする。

(2) 履行期限等

ア 本件業務の導入に必要なシステム開発等の業務は、令和2年9月30日（水）までに完了し、令和2年10月1日（木）から役務の提供を開始すること。

イ 本件業務の利用契約期間は、令和2年10月1日（木）から令和7年9月30日（月）までの5年間とする。

(3) 契約書の作成 要

10 担当課（問い合わせ先）

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課地域医療班

電話 025-280-5183（直通）

電子メール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

11 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、本プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において本プロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返還しない。

(6) 参加資格要件確認書類、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(7) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

(8) 令和2年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業の平成29年の海面漁業生産量は3.0万トン、生産額は131億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体（平成25年）となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介

類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、おおむね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- (4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) なお、本県におけるくろまぐろ資源の保存及び管理に関する計画は別に定めるものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成31年4月から令和2年3月	—
まあじ	平成31年1月から令和元年12月	若干
まいわし	平成31年1月から令和元年12月	若干
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月	若干
するめいか	平成31年4月から令和2年3月	若干
ずわいがに	令和元年7月から令和2年6月	417トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

- (2) 第1種特定海洋生物資源の令和2年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	令和2年4月から令和3年3月	(注)
まあじ	令和2年1月から令和2年12月	若干
まいわし	令和2年1月から令和2年12月	若干
まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月	(注)
するめいか	令和2年4月から令和3年3月	(注)
ずわいがに	令和2年7月から令和3年6月	(注)

(注) すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。さらに、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのかごの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点を結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	令和2年9月1日から令和2年10月31日まで	1,843

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点	令和2年9月1日から令和2年10月31日まで	1,843

		イ アから西北西の線上15海里の点		
		ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点		
		エ 新川河口中心点		

6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波診断装置システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月27日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日（火）

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年1月17日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年1月24日(金)午後1時15分

新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、放射線業務管理システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月27日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

放射線業務管理システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日(火)

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-3193
新潟県村上市下鍛冶屋589番地
新潟県立坂町病院経営課
電話番号 0254-62-3111 内線422

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和2年1月17日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年1月24日(金)午後1時30分
新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和元年12月27日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

内視鏡機器賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年3月1日から令和8年2月28日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年1月31日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年2月6日(木)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Endoscope equipment lease [1]set

(2) bid submission:

10:00A.M. February 6, 2020

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2323

企業局公告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県企業局管理規程第10号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

1 調達件名及び数量

新潟県企業局財務会計システム等更新業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地

新潟県企業局総務課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札者を決定した日

- 令和元年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット
新潟県新潟市中央区米山2丁目5番地1
 - 5 落札金額
24,500,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
 - 7 入札の公告を行った日
令和元年11月5日
 - 8 落札方式
技術点及び価格点の和が最高の者

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和元年12月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
NHKから国民を守る党新潟県魚沼市支部	大桃聰	大桃聰	新潟県魚沼市七日市655番地3	○	R01.10.09

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上村まさあき後援会	上村正朗	遠山康弘	新潟県村上市山居町1-11-39	R01.10.09
くしだ修平後援会	青木清	和澄孝男	新潟県新潟市江南区藤山1丁目385-2	H31.01.09
つくろう!田園都市新潟	小林一三	和澄孝男	新潟県新潟市江南区藤山1丁目385-2	H31.01.09
中土井薫後援会	中土井薫	中土井厚志	新潟県上越市北城町4-5-5	R01.11.19
宮崎ともこ後援会	武田至功	宮崎朋子	新潟県上越市三和区鴨井471	R01.10.29
やすだかよ後援会	品川久美子	安田詮秀	新潟県上越市住吉町1-1	R01.11.06
渡辺りゅうご後援会	渡部一廣	中川富士夫	新潟県佐渡市相川大浦775番地	R01.11.06

◎新潟県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部	塚田 一郎	会計責任者の氏名	渡邊利世	皆川尚人	R01. 11. 08
自由民主党新潟県郵政政治連盟支部	青木 進	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	新潟県新潟市東区山木戸4-1-34 青木進 臼杵康博	新潟県新潟市東区本所1-9-22 板鼻利雄 山田和夫	R01. 11. 11
自由民主党栃尾支部	高見 美加	代表者の氏名	高見美加	西川洋吉	R01. 06. 15
自由民主党新潟県上越市第五支部	楡井 辰雄	会計責任者の氏名	小松数浩	布施晃	R01. 11. 01
自由民主党吉川支部	高橋 洋一	会計責任者の氏名	荻谷孝行	柳澤久	H30. 04. 01

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
菊守青年同盟薫風櫻花塾新潟県総本部	佐藤 和基	会計責任者の氏名	吉田一男	坂上健太	R01. 10. 10
上越未来政策研究会	尾崎 久史	代表者の氏名 会計責任者の氏名	尾崎久史 川上浩司	渡部武 佐野広和	R01. 10. 01
高橋さとこを市議会へ送る会	高橋 聡子	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区浜浦町1-63 コーポハマ101号室	新潟県新潟市中央区南万代町12番地 5号 黒井ビル1F	R01. 05. 08
田中さとしサポーターズクラブ	市川 猛	会計責任者の氏名	川上浩司	佐野広和	R01. 10. 01
中川幹太後援会	秋山三枝子	代表者の氏名 会計責任者の氏名	秋山三枝子 飯野勇人	吉田侃 岩片克己	H30. 12. 31 H29. 12. 31
山際あつし応援団	山際 敦	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区鑑西1-5-5	新潟県新潟市中央区田町3丁目5366	H31. 03. 06

	代表者の氏名	山際敦	片野敦	
渡辺りゅう 齋藤真一郎	代表者の氏名	齋藤真一郎	渡部一廣	R01. 11. 25
ご後援会	主たる事務所 の所在地	新潟県佐渡市泉918 番地 1	新潟県佐渡市相川 大浦775番地	R01. 11. 27

◎新潟県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県柏崎市刈羽郡第一支部	三富佳一	R01. 06. 01
自由民主党新潟県加茂市第一支部	金谷國彦	H31. 02. 18
自由民主党新潟県佐渡市第一支部	中野洸	R01. 05. 30
自由民主党新潟県上越市第三支部	矢野学	H31. 04. 16
自由民主党新潟県長岡市栃尾第一支部	西川洋吉	H31. 04. 30
自由党新潟県総支部連合会	森裕子	H31. 04. 26
自由党新潟県参議院選挙区第1総支部	森裕子	H31. 04. 26

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
赤川こうご後援会	赤川幸子	R01. 08. 20
石井みどり新潟県後援会	片山修	R01. 07. 28
板垣ちよ子後援会	板垣千代子	R01. 08. 20
金谷国彦後援会	中林昭三	H31. 02. 18
金子たかし後援会	広野孝二	H31. 04. 30
川崎昭夫後援会	川崎昭夫	H31. 03. 30
國定勇人後援会	草野恒輔	H27. 12. 28
県政と上越市民をつなぐ会	馬場秀幸	H31. 02. 14
このうら敏明後援会	松井康裕	R01. 05. 17
佐藤ひろたか後援会	赤澤豊一	R01. 05. 08
沢野まさゆき後援会	阿部保夫	R01. 09. 25
三山会刈羽郡連絡協議会	永井義夫	H31. 03. 01
志田邦男後援会	志田邦男	R01. 08. 20
市民の思いをつなぎ、もっと女性が輝くにいがたを創る会	横山由美子	H31. 03. 22
正山会（あべ正行後援会）	阿部寅夫	H31. 04. 30
世代交代ネクスト新発田	森康弘	R01. 11. 21
たかおか輝夫と村上市の発展を目指す会	嵩岡和男	H31. 03. 30
田村ふみお後援会	高松光幸	R01. 09. 10
地域政策研究会	矢野学	H31. 04. 16

中島清一後援会	中島清一	H31.02.20
中野洸後援会	中野洸	R01.05.30
中原八一政経研究会	中原八一	R01.07.31
新潟県政治報道連盟	三國隆榮	R01.06.07
長谷川むつお後援会	曾根紳一	R01.05.22
ひろせ茂雄後援会	長谷川佐吉	H31.03.25
広野まさる後援会	廣野甲	R01.11.19
ぶなざわさとし後援会	樗沢論	R01.08.20
古畑浩一後援会「浩友会」	大島證道	H31.03.31
矢野学後援会	中川耕平	H31.04.16
山田洋子の会	山田洋子	R01.05.28
渡辺ひろきち後援会	渡辺廣吉	R01.10.31
渡部道宏政経懇話会	渡部道宏	H31.01.31

(2) 収支報告書の要旨

ア . 政党の支部

(単位 円)

自由民主党新潟県柏崎市刈羽郡第一支部

報告年月日 R01.06.11

1 収入総額	161,621
前年繰越額	101,621
本年收入額	60,000
2 支出総額	90,000
3 本年收入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	60,000
自由民主党柏崎支部総会負担金	60,000
4 支出の内訳	
政治活動費	90,000
組織活動費	90,000

自由民主党新潟県加茂市第一支部

報告年月日 H31.02.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

自由民主党新潟県佐渡市第一支部

報告年月日 R01.05.31

1 収入総額	600,780
前年繰越額	779
本年收入額	600,001
2 支出総額	600,000
3 本年收入の内訳	
寄附	600,000
団体分	600,000
その他の収入	1
1件10万円未満のもの	1
4 支出の内訳	
政治活動費	600,000
寄附・交付金	600,000
5 寄附の内訳	

〔団体分〕

(株)近藤組	100,000	佐渡市
中野建設工業(株)	500,000	佐渡市

自由民主党新潟県上越市第三支部

報告年月日 H31.04.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

自由民主党新潟県長岡市栃尾第一支部

報告年月日 R01.06.04

1 収入総額	4,789
前年繰越額	4,789
2 支出総額	4,789
3 支出の内訳	
経常経費	4,789
事務所費	4,789

自由党新潟県総支部連合会

報告年月日 R01.05.24

1 収入総額	4,715
前年繰越額	4,715
2 支出総額	4,715
3 支出の内訳	
政治活動費	4,715
寄附・交付金	4,715

自由党新潟県参議院選挙区第1総支部

報告年月日 R01.06.24

1 収入総額	7,596,648
前年繰越額	2,147,462
本年收入額	5,449,186
2 支出総額	6,911,442
3 本年收入の内訳	
寄附	2,788,776
個人分	2,661,000
団体分	80,000
政治団体分	47,776
借入金	200,000
廣川信之	200,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	2,350,000
自由党本部	2,350,000
その他の収入	110,410
1件10万円未満のもの	110,410
4 支出の内訳	
経常経費	5,043,621
人件費	2,292,250
光熱水費	116,309
備品・消耗品費	1,432,570
事務所費	1,202,492

政治活動費	1,867,821	
組織活動費	1,065,656	
機関紙誌の発行その他の事業費	5,400	
宣伝事業費	5,400	
寄附・交付金	572,595	
その他の経費	224,170	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
井浦勇	120,000	新潟市秋葉区
森裕子	2,400,000	新潟市江南区
年間5万円以下のもの	141,000	
〔団体分〕		
年間5万円以下のもの	80,000	
〔政治団体分〕		
年間5万円以下のもの	47,776	

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

（単位 円）

赤川こうこ後援会

報告年月日 R01.08.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

石井みどり新潟県後援会

報告年月日 R01.08.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

板垣ちよ子後援会

報告年月日 R01.08.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

金谷国彦後援会

報告年月日 H31.02.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

金子たかし後援会

報告年月日 R01.05.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

川崎昭夫後援会

報告年月日 H31.04.02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

國定勇人後援会

報告年月日 R01. 10. 21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

県政と上越市民をつなぐ会

報告年月日 H31. 02. 22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

このうら敏明後援会

報告年月日 R01. 05. 28

1 収入総額	48,570
前年繰越額	48,570
2 支出総額	400
3 支出の内訳	
政治活動費	400
組織活動費	400

佐藤ひろたか後援会

報告年月日 R01. 05. 09

1 収入総額	177,120
本年收入額	177,120
2 支出総額	177,120
3 本年收入の内訳	
寄附	177,120
個人分	177,120
4 支出の内訳	
政治活動費	177,120
機関紙誌の発行その他の事業費	177,120
宣伝事業費	177,120
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
佐藤博孝	177,120 柏崎市

沢野まさゆき後援会

報告年月日 R01. 09. 26

1 収入総額	239,711
前年繰越額	119,286
本年收入額	120,425
2 支出総額	239,711
3 本年收入の内訳	
寄附	108,000
個人分	108,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	12,425
パネルトーク	12,425
4 支出の内訳	
経常経費	3,616
備品・消耗品費	3,616
政治活動費	236,095
組織活動費	7,375
機関紙誌の発行その他の事業費	215,472

宣伝事業費	63,612
その他の事業費	151,860
寄附・交付金	11,952
その他の経費	1,296
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	108,000

三山会刈羽郡連絡協議会

報告年月日 H31.03.06

1 収入総額	23,178
前年繰越額	23,178
2 支出総額	0

志田邦男後援会

報告年月日 R01.08.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

市民の思いをつなぎ、もっと女性が輝くに
いがたを創る会

報告年月日 H31.03.22

1 収入総額	48,316
前年繰越額	48,316
2 支出総額	48,316
3 支出の内訳	
経常経費	540
事務所費	540
政治活動費	47,776
寄附・交付金	47,776

世代交代ネクスト新発田

報告年月日 R01.11.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

正山会（あべ正行後援会）

報告年月日 R01.05.22

1 収入総額	2,123
前年繰越額	2,123
2 支出総額	2,123
3 支出の内訳	
経常経費	2,123
光熱水費	2,123

たかおか輝夫と村上市の発展を目指す会

報告年月日 H31.04.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田村ふみお後援会

報告年月日 R01. 09. 18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

地域政策研究会

報告年月日 H31. 04. 17

1 収入総額	10,648
前年繰越額	10,648
2 支出総額	10,648
3 支出の内訳	
政治活動費	10,648
組織活動費	10,648

中島清一後援会

報告年月日 H31. 02. 27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中野洸後援会

報告年月日 R01. 05. 31

1 収入総額	3,095,511
前年繰越額	1,875,511
本年收入額	1,220,000
2 支出総額	2,916,270
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (154人)	620,000
寄附	600,000
政治団体分	600,000
4 支出の内訳	
経常経費	1,811,598
人件費	1,071,240
光熱水費	11,923
備品・消耗品費	513,456
事務所費	214,979
政治活動費	1,104,672
組織活動費	903,582
機関紙誌の発行その他の事業費	38,610
機関紙誌の発行事業費	38,610
調査研究費	162,480
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
自由民主党新潟県佐渡市第一支部	600,000 佐渡市

中原八一政経研究会

報告年月日 R01. 09. 12

1 収入総額	1,785,389
前年繰越額	1,785,382
本年收入額	7
2 支出総額	1,785,389
3 本年收入の内訳	
その他の収入	7

1 件 10 万円未満のもの	7
4 支出の内訳	
経常経費	140,400
事務所費	140,400
政治活動費	1,644,989
寄附・交付金	1,644,125
その他の経費	864

新潟県政治報道連盟

報告年月日 R01.06.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

長谷川むつお後援会

報告年月日 R01.05.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

ひろせ茂雄後援会

報告年月日 H31.04.04

1 収入総額	38,145
前年繰越額	38,145
2 支出総額	0

広野まさる後援会

報告年月日 R01.11.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

ぶなざわさとし後援会

報告年月日 R01.08.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

古畑浩一後援会「浩友会」

報告年月日 H31.04.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

矢野学後援会

報告年月日 H31.04.17

1 収入総額	7,504
前年繰越額	7,504
2 支出総額	7,504
3 支出の内訳	
政治活動費	7,504
組織活動費	7,504

山田洋子の会

報告年月日 R01.05.28

1 収入総額	380,514
--------	---------

前年繰越額	8,668	
本年收入額	371,846	
2 支出総額	380,514	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費 (98人)	267,300	
寄附	104,546	
個人分	104,546	
4 支出の内訳		
経常経費	8,810	
備品・消耗品費	8,810	
政治活動費	371,704	
組織活動費	371,704	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
山田洋子	104,546	新潟市中央区

渡辺ひろきち後援会

報告年月日 R01.11.05

1 収入総額	198,055	
前年繰越額	198,055	
2 支出総額	198,055	
3 支出の内訳		
経常経費	198,055	
人件費	100,000	
備品・消耗品費	98,055	

渡部道宏政経懇話会

報告年月日 H31.02.21

1 収入総額	0	
2 支出総額	0	

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成27年分 (単位 円)
[その他の政治団体]

國定勇人後援会

報告年月日 R01.10.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

平成30年分 (単位 円)
[政党の支部]

自由民主党長岡支部

報告年月日 R01.10.25

1 収入総額	4,414,913
--------	-----------

前年繰越額	57,496	
本年收入額	4,357,417	
2 支出総額	3,145,090	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費 (375人)	418,200	
寄附	1,242,000	
個人分	1,242,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	867,500	
新年総務会	186,000	
支部大会	465,500	
県連大会	216,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,800,000	
自由民主党新潟県支部連合会	800,000	
自由民主党新潟県第五選挙区支部	1,000,000	
その他の収入	29,717	
1件10万円未満のもの	29,717	
4 支出の内訳		
経常経費	1,865,364	
人件費	959,500	
光熱水費	123,284	
備品・消耗品費	111,856	
事務所費	670,724	
政治活動費	1,279,726	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,228,102	
機関紙誌の発行事業費	27,000	
その他の事業費	1,201,102	
寄附・交付金	3,000	
その他の経費	48,624	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
泉田裕彦	1,000,000	長岡市
年間5万円以下のもの	242,000	
[その他の政治団体]		
池田和幸後援会		
報告年月日 R01.10.25		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
長谷川むつお後援会		
報告年月日 R01.05.22		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
無所属の会 (インデペンデントクラブ)		
報告年月日 R01.12.03		
1 収入総額	146,800	
前年繰越額	56,800	
本年收入額	90,000	
2 支出総額	129,600	

3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費 (3人)		90,000
4 支出の内訳		
経常経費		129,600
事務所費		129,600

◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
高橋聡子	高橋さところを市議会へ送る会	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区浜浦町1-63コーポハマ101号室	新潟県新潟市中央区南万代町12番地5号 黒井ビル1F	R01.05.08
山際敦	山際あつし応援団	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	新潟県新潟市中央区鑑西1-5-5 山際敦	新潟県新潟市中央区田町3丁目5366 片野敦	H31.03.06

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
赤川幸子	赤川こうこ後援会	R01.08.20
板垣千代子	板垣ちよ子後援会	R01.08.20
志田邦男	志田邦男後援会	R01.08.20
矢野学	地域政策研究会	H31.04.16
中原八一	中原八一政経研究会	R01.07.31
中野洸	中野洸後援会	R01.05.30
廣野甲	広野まさる後援会	R01.11.19
樗沢諭	ぶなざわさとし後援会	R01.08.20
山田洋子	山田洋子の会	R01.05.28
渡辺廣吉	渡辺ひろきち後援会	R01.10.31

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の

繁殖保護並びに沿岸漁業の調整を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は令和2年1月1日から令和2年12月31日までとする。

令和元年12月27日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第7条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく令和2年目標増殖量について（公告）

第五種共同漁業権に基づく令和2年目標増殖量を次のとおり定めた。

令和元年12月27日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 大塚 修

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第1号	大川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	270kg	大川
		う ぐ い	産卵場造成	90㎡	
		い わ な	放 流	3,400尾	
		や ま め	放 流	3,400尾	
		もくずがに	放 流	20kg	
内共第2号	大川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	170kg	勝木川
		う ぐ い	産卵場造成	90㎡	
		い わ な	放 流	2,600尾	
内共第3号	三面川鮭産漁業協同組合	あ ゆ	放 流	2,220kg	三面川
		こ い	放 流	90kg	
		ふ な	放 流	90kg	
		う ぐ い	産卵場造成	140㎡	
		い わ な	放 流	46,100尾	
		や ま め	放 流	46,100尾	
		さくらます	放 流	547,000尾	
わかさぎ	人工ふ化放流	9,220種			
内共第4号	荒川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	1,520kg	荒川
		こ い	放 流	280kg	
		ふ な	放 流	140kg	
		う ぐ い	産卵場造成	130㎡	
		う な ぎ	放 流	20kg	
		か じ か	産卵場造成	170㎡	
		か じ か	放 流	42,200尾	
		い わ な	放 流	8,400尾	
		や ま め	放 流	13,100尾	
		さくらます	放 流	390,300尾	
もくずがに	放 流	90kg			
内共第5号	胎内川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	160kg	胎内川
		こ い	放 流	30kg	
		ふ な	放 流	10kg	
		う ぐ い	産卵場造成	70㎡	
		か じ か	産卵場造成	70㎡	
		か じ か	放 流	2,100尾	
		に じ ま す	放 流	110kg	

		い わ な や ま め さくらます	放 流 放 流 放 流	15,000尾 22,600尾 100,000尾	㎡を追加造成。
内共第6号	加治川漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い い わ な や ま め さくらます	放 流 放 流 放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流	600kg 160kg 170kg 100㎡ 10,000尾 15,000尾 241,400尾	加治川 平成28年の放 流不足分の 221,400尾を8 ヵ年かけて放流 。令和2年より 27,680尾を追 加放流。
内共第7号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こ い ふ な	放 流 放 流	— 270kg	福島潟ほか コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。
内共第8号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い にじます い わ な や ま め かじか もくずがに	放 流 放 流 放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流 放 流	1,180kg — 350kg 20㎡ 280kg 22,300尾 24,300尾 4,300尾 90kg	阿賀野川 コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。
内共第9号	鳥屋野潟漁業協同組合	こ い ふ な	放 流 放 流	— 70kg	鳥屋野潟 コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。
内共第10号	赤塚漁業協同組合	こ い ふ な	放 流 放 流	10kg 10kg	御手洗潟
内共第11号	赤塚漁業協同組合	こ い ふ な う なぎ	放 流 放 流 放 流	130kg 100kg 10kg	佐潟ほか
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか5漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い う ぐ い う なぎ かじか かじか にじます い わ な や ま め もくずがに	放 流 放 流 放 流 産卵場造成 人工ふ化放流 放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流 放 流 放 流	7,460kg 2,340kg 2,040kg 560㎡ 210千粒 170kg 30㎡ 79,790尾 240kg 223,000尾 186,900尾 80kg	信濃川ほか
内共第13号	魚沼漁業協同組合	こ い	放 流	110kg	北ノ又川

		ふな うぐい わかさぎ にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流 放流	80kg 40m ² 13,200kg 770kg 19,500尾 23,100尾	恋ノ岐沢
内共第14号	魚沼漁業協同組合 ほか2漁業協同組合	こい ふな うぐい わかさぎ いわな やまめ	放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流	360kg 80kg 40m ² 1,463kg 84,500尾 61,500尾	只見川
内共第15号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい	放流 放流 放流 産卵場造成	20kg 10kg 10kg 20m ²	鯖石川
内共第16号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい いわな やまめ	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流	70kg 10kg 10kg 20m ² 1,600尾 2,500尾	鵜川
内共第17号	関川水系漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流	110kg 40kg 40kg 30m ² 140kg 3,000尾 3,000尾	関川
内共第18号	関川水系漁業協同組合 ほか1漁業協同組合	うぐい にじます いわな やまめ	産卵場造成 放流 放流 放流	30m ² 30kg 3,000尾 1,000尾	関川上流 (県境部)
内共第19号	桑取川漁業協同組合	あゆ うぐい かじか	放流 産卵場造成 放流	80kg 50m ² 1,000尾	桑取川
内共第20号	能生内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流	110kg 120m ² 4,100尾 10,600尾 10,600尾	能生川
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	290kg 140m ² 2,700尾 85kg 9,750尾 9,500尾	早川

内共第22号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流	290kg 140m ² 2,700尾 85kg 9,750尾 9,500尾	海川
内共第23号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	540kg 180m ² 2,700尾 140kg 19,360尾 17,270尾	姫川
内共第25号	羽茂川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流	120kg 30m ² 4,900尾 8,100尾	羽茂川
合計		あこ ふな うぐい うぐい うなぎ わかさぎ かじか かじか にじます いわな やまめ さくらます もくずがに	放流 放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 人工ふ化放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流	15,210kg 3,570kg 3,470kg 2,040m ² 210千匁 200kg 23,883千匁 270m ² 141,590尾 1,880kg 496,760尾 460,070尾 1,278,700尾 280kg	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考	
内共第12号	信濃川漁業協同組合	こい	放流	640kg	信濃川	
		ふな	放流	440kg		
		もくずがに	放流	80kg		
	加茂川漁業協同組合	あゆ	こい	放流	170kg	加茂川
			ふな	放流	100kg	
			ふな	放流	320kg	
			うぐい	産卵場造成	190m ²	
			いわな	放流	2,200尾	
			やまめ	放流	3,100尾	
			かじか	産卵場造成	30m ²	
	五十嵐川漁業協同組合	あゆ	こい	放流	190kg	五十嵐川
			こい	放流	10kg	
うぐい			人工ふ化放流	170千匁		
かじか			放流	900尾		
いわな			放流	1,000尾		
刈谷田川漁業協同組合	あゆ	やまめ	放流	1,900尾	刈谷田川	
		あゆ	放流	10kg		

		こ い	放 流	50kg	
		ふ な	放 流	10kg	
		う ぐ い	産卵場造成	50㎡	
		に じ ま す	放 流	30kg	
		い わ な	放 流	9,000尾	
		や ま め	放 流	4,500尾	
	魚沼漁業協同組合	あ ゆ	放 流	6,870kg	魚野川
		こ い	放 流	1,470kg	
		ふ な	放 流	1,210kg	
		う ぐ い	産卵場造成	310㎡	
		う な ぎ	放 流	160kg	
		か じ か	放 流	74,400尾	
		に じ ま す	放 流	130kg	
		い わ な	放 流	190,200尾	
		や ま め	放 流	148,500尾	
	中魚沼漁業協同組合	あ ゆ	放 流	220kg	清津川
		こ い	放 流	70kg	
		ふ な	放 流	60kg	
		う ぐ い	産卵場造成	10㎡	
		う ぐ い	人工ふ化放流	40千粒	
		う な ぎ	放 流	10kg	
		か じ か	放 流	4,300尾	
		に じ ま す	放 流	80kg	
		い わ な	放 流	20,600尾	
		や ま め	放 流	28,900尾	
	計	あ ゆ	放 流	7,460kg	
		こ い	放 流	2,340kg	
		ふ な	放 流	2,040kg	
		う ぐ い	産卵場造成	560㎡	
		う ぐ い	人工ふ化放流	210千粒	
		う な ぎ	放 流	170kg	
		か じ か	産卵場造成	30㎡	
		か じ か	放 流	79,790尾	
		に じ ま す	放 流	240kg	
		い わ な	放 流	223,000尾	
		や ま め	放 流	186,900尾	
		もくずがに	放 流	80kg	

内共第14号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第14号	魚沼漁業協同組合	こ い	放 流	110kg	只見川
		ふ な	放 流	80kg	
		う ぐ い	産卵場造成	40㎡	
		わ か さ ぎ	人工ふ化放流	1,463千粒	
		い わ な	放 流	19,500尾	
		や ま め	放 流	19,500尾	
	檜枝岐村漁業協同組合	い わ な	放 流	65,000尾	只見川
		や ま め	放 流	42,000尾	
	伊北地区非出資漁業協同組合	こ い	放 流	250kg	只見川
		こ い	放 流	360kg	
		ふ な	放 流	80kg	

計	うぐい わかさぎ いわな やまめ	産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流	40㎡ 1,463瓩 84,500尾 61,500尾
---	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第97号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条の規定により、令和2年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

令和元年12月27日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
技能検定員審査（普通）	第1回	4月13日（月）から4月17日（金）までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	2月28日（金）から3月12日（木）までの間
技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	第2回	7月6日（月）から7月10日（金）までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	5月14日（木）から5月27日（水）までの間
	第3回	11月9日（月）から11月13日（金）までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	9月3日（木）から9月16日（水）までの間
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型）	第1回	5月18日（月）から5月22日（金）までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	3月24日（火）から4月6日（月）までの間
技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引）	第2回	10月5日（月）から10月9日（金）までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	7月16日（木）から7月29日（水）までの間

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1
新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合は大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第2号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
- ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項（論文）
- エ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
- オ 技能検定の実施に関する知識（論文）
- カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

(2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
- ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）
- エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係
電話番号 025-256-1212 内線 256

◎新潟県公安委員会告示第98号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条の規定により、令和2年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

令和元年12月27日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	第1回	3月2日（月）から3月6日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	1月23日（木）から2月5日（水）までの間
	第2回	6月22日（月）から6月26日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	4月20日（月）から5月8日（金）までの間
	第3回	10月19日（月）から10月23日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	8月20日（木）から9月2日（水）までの間
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型）	第1回	5月11日（月）から5月15日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	3月24日（火）から4月6日（月）までの間
	第2回	9月23日（水）から9月25日（金） まで並びに9月28日（月）及び9月29日（火）の5日間 （午前9時から午後5時まで）	7月16日（木）から7月29日（水）までの間
教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽引）			

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（教習指導員審査（大型二種）を受審する場合は大型二種免許、教習指導員審査（中型二種）を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査（普通二種）を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること（教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 技能教習に必要な教習の技能（面接）
 - ウ 学科教習に必要な教習の技能（面接）
 - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識（論文）
 - オ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
 - カ 教習指導員として必要な教育についての知識（論文）
- (2) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 技能教習に必要な教習の技能（実技）
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）

5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係
電話番号 025-256-1212 内線 256